

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第5号)

第一 特措法関係

1. 「まん延防止等重点措置」の創設【第31条の4から第31条の6まで関係】

- (1) 政府対策本部長は、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、措置を実施すべき期間、区域（基本的に都道府県単位を想定）等を公示する。
- (2) 「まん延防止等重点措置」の区域に係る都道府県知事は、感染の状況等を考慮して都道府県知事が定める期間及び区域（区画や市区町村単位等）において、感染の状況について政令で定める事項を勧告して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等の措置を要請（※）することができることとする。また、当該者が正当な理由なく要請に応じないときは、まん延を防止するため特に必要があると認める時に限り、命令できることとする。要請又は命令をしたときはその旨を公表できることとする。
 - ※ 都道府県知事は、要請又は命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、専門家の意見を聴かなければならないことを規定
- (3) 「まん延防止等重点措置」の区域に係る都道府県知事は、住民に対し、(2)の要請に係る営業時間以外の時間に対象となる業態に属する事業を行う場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができることとする。
- (4) 政府対策本部長は、総合調整によっても都道府県知事による(2)(3)等の措置が実施されない場合、特に必要があると認めるときは、「まん延防止等重点措置」の区域に係る都道府県知事に対し必要な指示をすることができることとする。
- (5) 都道府県知事は、当該都道府県を「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とすることや期間の延長等について公示を行うよう国に要請できることとする。

2. 臨時の医療施設【第31条の2等関係】

現行法では緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。

※ 私人の土地を使用する場合は、同意がある場合のみ。同意なく使用できるのは、引き続き緊急事態宣言中のみ。

3. 緊急事態措置の見直し【第45条関係】

第45条第2項の要請に正当な理由なく応じないときは、まん延を防止するため特に必要があると認める時に限り、命令できることとする。

※ 同条第3項の「指示」を「命令」に改正する。

4. 事業者及び地方公共団体に対する支援【第 63 条の 2 及び第 70 条第 2 項関係】

- (1) 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及びまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者に対する支援に必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 国は、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

5. 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務【第 13 条第 2 項関係】

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族等の人権が尊重され、何人も新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等を受けることのないようにするため、実態の把握、相談支援、広報その他の啓発活動を行うものとする。

6. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象の見直し【第 14 条第 1 項及び第 2 条第 1 号関係】

指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるものについて、特措法の対象に含めることとする。

7. 罰則等【第 72 条、第 79 条から第 80 条まで関係】

- (1) 3 の命令に違反した場合は 30 万円以下、1 (2) の命令に違反した場合は 20 万円以下の過料を規定する。
- (2) 都道府県知事は、1 (2) 又は 3 の命令の施行に必要な限度において、立入検査・報告徴収ができることとし、これを拒否等した場合の 20 万円以下の過料を規定する。

8. その他【第 70 条の 2 から第 70 条の 10 まで関係】

- (1) 新型インフルエンザ等対策有識者会議を「新型インフルエンザ等対策推進会議」として特措法上に位置付ける。